

仙台市若林区民生委員児童委員協議会

(平成 25 年 1 月 18 日掲載)

(1) 若林区の現在の様子

①若林区の被災状況と現在の様子について

若林区では総面積の 60%が津波で浸水し、特に沿岸部の六郷、七郷地区は被害が大きく、亡くなった方は 338 名にのぼります。家屋が流失・全壊した世帯は、プレハブ応急仮設住宅や借上げ民間賃貸住宅に入居中です。がれきはだいぶ片付けられましたが、家の基礎のみが残っている景色はあまりにも寂しく、言葉を失います。一方、内陸部は、地震被害はあるものの、一見すると平穏を取り戻しているように見えます。しかし、どこに安住の地を求めたらよいのか未だに決められないでいる方も多く、復興はまだまだ遠いという様子です。

②被災者の現在の暮らしについて

プレハブ仮設住宅には、震災直後から多くの支援が寄せられましたが、一方で点在する借り上げ民間賃貸住宅の方には支援が届きにくい状況がありました。しかし、若林区社協主催の『若林区復興の輪ミーティング』という、被災された方と支援団体との情報共有の会議が開催され、支援の格差が生じていることを共有したことにより、当初よりは格差が是正されつつあります(写真①)。

プレハブ仮設住宅では、震災直後から地区民児協が中心となって交流サロンを立ち上げ、住民に喜ばれています(写真②)。また仮設住宅ごとに自治会が設立され、それぞれに煮会やクリスマス会などのイベントを企画し、住民同士の交流をはかっています。以前は、支援団体にお任せの傾向であったのが、自分達で企画し実行するというところに喜びを見出しているようです。借り上げ民間賃貸住宅の方も、元の地域ごとにグループを作るなどして、お互い支え合っています。



写真①『若林区復興の輪ミーティング』に民生委員・児童委員も参加



写真②六郷地区民児協運営の『絆サロン』

③被災者が直面している課題について

一番の課題は住宅問題です。元の地域に戻りたいが危険区域に指定されているので戻れない、集団移転を希望するが費用の問題が未解決、農業と住まいの両方を再建しなければ生活が成り立たない、などの課題があります。地域ごとに住民組織が立ち上がり、行政への要望なども行っていますが、なかなか前に進めないでいます。

その中で、自力で再建する人も徐々に出てきて、プレハブ仮設住宅から元の地域に戻る人が増えてきています。その一方、まだ落ち着くことのできない方の中には精神的に不安定になる方や、体調を崩す方も増えていきます。

(2) 若林区の民生委員・児童委員、民児協の活動

①現在の民児協の取り組みについて

仙台市社協の「地域支えあいセンター事業」が始まってから、主に同センター主催の交流サロンでの手伝いや、個別訪問で心配な方があれば、民生委員・児童委員に見守りが依頼されることもあり、協力しています（写真③）。

沿岸部では民生委員・児童委員自らが被災し、借り上げ民間賃貸住宅に住みながら、点在している担当地区の要援護者の声かけ・見守り活動に奔走しています。また、内陸部でも、被災された方が今いる地域で孤立をしないよう、サロンへのお誘いや、担当地区の民生委員の顔を覚えていただくなどして、ゆるやかなかたちでの見守りを意識しています。



写真③支えあいセンター主催の交流サロンに参加。（市外、福島県からの避難者向けサロン）

②活動する上での課題について

被災しながら活動している民生委員・児童委員は、支援活動にあたりながら、自身の生活の建て直しを考えなければならないという大変な状況にあります。体力的、精神的にも負担が大きいと思われます。

また、未だに被災のショックから立ち直れないためか、サロンなどにお誘いしても出てこられない方もいるほか、民生委員の訪問そのものを好まれない方もいます。経済的に困窮している方も増えているのではないかと感じています。

③これからの取り組み

仙台市では昨年12月に、『災害時要援護者避難支援プラン』を作り直しま

した。市の高齢者世帯調査の際に要援護者登録を希望した方の名簿を、町内会・民児協・地区社協・地域包括支援センターで共有することとなっており、その方たちをどのように地域で支えるのか、各団体と話し合って体制を考えたいと思っています。

震災からこれまでの取り組み

～南小泉南地区民児協の取り組み事例～

発災直後、民生委員・児童委員は自身と家族の安全を確認し、担当地区の要援護者を手持ちの要援護者台帳をもとに安否確認を行いました。

当日海外や県外に滞在していた数名の民生委員・児童委員がいました。遅い人は半月後に担当区に戻り安否確認を行いました。要援護者に皮肉を言われたとのことでした。

当地区には指定避難所5ヶ所、コミュニティセンター2ヶ所あり民生委員・児童委員は近くにある避難所に関わり支援を行いました。

指定避難所に県外からの炊き出しボランティアが来た時は多くの民生委員・児童委員に呼びかけ支援を得ました。

指定避難所である一中学校で在宅の要援護者へ炊き出しを行うことになり、民生委員・児童委員は積極的に関わり、担当地区の要援護者へ配食も行いました。

ある委員は、自宅が大規模損壊した視覚障がい者のため、震災直後の住宅事情のなか、物件を探すのに苦労しましたが、なんとか解決することができました。

震災から1年9か月が過ぎ、地域の借り上げ民間賃貸住宅に居住している方々のゆるやかな見守り活動、社会福祉協議会が行っている地域支えあいセンター事業、その中の各種・各地域のサロンへの参加、手伝いを行っています。